

令和 7 年 2 月 7 日 開会

令和 7 年 2 月 13 日 閉会

佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

令和 7 年 2 月 定 例 会

1 会 期 7日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	2月7日	金	10:00	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ・会期決定 ・諸報告 ・第1号～第12号議案 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	2月8日	土	—	
3	2月9日	日	—	
4	2月10日	月		【常任委員会 議案審査】
5	2月11日	火	—	
6	2月12日	水	—	
7	2月13日	木	10:00	<ul style="list-style-type: none"> 【議会運営委員会】 ・第1号～第12号議案 委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決 ・第13号議案 上程、提案理由説明、質疑、討論の省略、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉 会

目 次

2月定例会議案等	3
2月定例会一般質問項目表	4

【2月7日（金）】

●開会	7
●会期決定	7
●諸報告	7
●第1号～第12号議案	
○上程	7
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長）	7
○質疑	9
○委員会付託	9
●広域連合一般に対する質問（2人）	9
◎諸泉定次議員	9
「1 消防局の組織体制について」	
◎答弁者：消防局総務課長（松本和晃）	
「2 女性消防士の採用計画について」	
◎答弁者：消防局総務課長（松本和晃）	
「3 60歳以上の職員の活躍の場について」	
◎答弁者：消防局総務課長（松本和晃）	
「4 認知症に関しての構成市町と連携した取り組みは」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
「5 訪問介護の報酬単価が下がったことによる現状と対応は」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
「6 ケアマネジャーの現状とケアプランの質の向上について」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
◎山下明子議員	16
「1 訪問介護事業の介護報酬引き下げの影響と対応は（令和6年7月議会の続き）」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
「2 介護保険料の負担軽減を」	
◎答弁者：総務課長兼業務課長（副島淳一）	
「3 大規模災害に備えた広域連合の介護体制の確保のとりくみは」	
◎答弁者：総務課長兼業務課長（副島淳一）	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
◎答弁者：事務局長（宮崎直樹）	
[当日配付資料]	
・ 諸報告	24
・ 委員会付託区分表	24

● 第 1 号～第 12 号議案	
○ 委員長報告	27
・ 介護・広域委員会（◎ 諸泉定次委員長）	27
○ 委員長報告の省略	27
○ 報告に対する質疑	27
○ 討論	27
○ 採決	27
● 第 13 号議案	
○ 上程	28
○ 提案理由説明・質疑・討論の省略	28
○ 採決	28
● 議決事件の字句及び数字等の整理	28
● 会議録署名議員指名（香月チエミ議員、富永明美議員）	28
● 閉会	28
[当日配付資料]	
・ 委員会審査報告書	29

● 2月定例会議案等

広域連合長提出議案			
第1号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計予算	令和7年2月13日	可決
第2号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	令和7年2月13日	可決
第3号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	令和7年2月13日	可決
第4号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第3号）	令和7年2月13日	可決
第5号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）	令和7年2月13日	可決
第6号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）	令和7年2月13日	可決
第7号議案	佐賀中部広域連合職員の分限に関する条例及び佐賀中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	令和7年2月13日	可決
第8号議案	佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	令和7年2月13日	可決
第9号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	令和7年2月13日	可決
第10号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号））	令和7年2月13日	承認
第11号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））	令和7年2月13日	承認
第12号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））	令和7年2月13日	承認

委員会提出議案			
第13号議案	佐賀中部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	令和7年2月13日	可決

報告書等			
第1号報告	専決処分の報告について		
第2号報告	専決処分の報告について		
介護・広域委員会審査報告書			
消防委員会審査報告書			
議決事件の字句及び数字等の整理について		令和7年2月13日	決定

一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会

令和7年2月定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	諸泉 定次	一問一答	<p>1 消防局の組織体制について</p> <p>(1) 自然災害が多発する中、現在の車両、職員、消防庁舎の配置の計画とその見直しは</p> <p>(2) 「広域消防運営計画」の運用は</p> <p>(3) 消防署所の適正配置とは</p> <p>(4) 佐賀消防署への中央出張所の統合による効果は</p> <p>(5) 今後の西分署の在り方は</p> <p>2 女性消防士の採用計画について</p> <p>(1) 女性消防士の採用・任用の状況は</p> <p>(2) 女性消防士を増やしていくための取組みは</p> <p>3 60歳以上の職員の活躍の場について</p> <p>(1) 60歳以上の職員の現場における活動は</p> <p>(2) 各自治体防災課等への派遣制度に関する国・県への要望は</p> <p>4 認知症に関しての構成市町と連携した取組みは</p> <p>5 訪問介護の報酬単価が下がったことによる現状と対応は</p> <p>6 ケアマネジャーの現状とケアプランの質の向上について</p>
2	山下 明子	一問一答	<p>1 訪問介護事業の介護報酬引き下げの影響と対応は（令和6年7月議会の続き）</p> <p>2 介護保険料の負担軽減を</p> <p>3 大規模災害に備えた広域連合の介護体制の確保のとりくみは</p>

令和 7 年 2 月 7 日

令和7年2月7日(金)

午前10時00分～午前11時38分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島 慶子	○	○	-	11. 江原 新子	○	○	-
2. 古賀 公彦	○	○		12. 富永 明美	○	○	
3. 香月 チェミ	○	○		13. 山田 誠一郎	○	○	
4. 諸泉 定次	○	○		14. 川副 龍之介	○	○	
5. 大野 秋人	○	○		15. 重松 徹	○	○	
6. 白石 昌利	○	○		16. 堤 正之	○	○	
7. 古川 輝英	○	○		17. 福井 章司	○	○	
8. 筒井 佐千生	○	○		18. 川原田 裕明	○	○	
9. 中島 妙子	○	○		19. 黒田 利人	○	○	
10. 稲葉 嵩広	○	○		20. 山下 明子	○	○	

【凡例】 会議時間：①10:00～10:52 ②11:00～11:38 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	實松 尊徳
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	池田 一善
事務局長	宮崎 直樹	消防局長	村上 正
総務課長兼業務課長	副島 淳一	消防副局長兼警防課長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀 愛康	消防局総務課長	松本 和晃
予防課長	久米 勝義	情報指令課長	嶋 勝寿
佐賀消防署長	川副 国博		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	副島 淳一
議会事務局副局長	西村 侯二	議会事務局書記	宮崎 弘充
議会事務局書記	中島 優	議会事務局書記	倉谷 裕

本 日 の 案 件

●開会

●会期決定

●諸報告

●以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託

- 第1号議案 令和7年度佐賀中部広域連合一般会計予算
- 第2号議案 令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
- 第3号議案 令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
- 第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 第5号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第6号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
- 第7号議案 佐賀中部広域連合職員の分限に関する条例及び佐賀中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 第8号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
- 第10号議案 専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号））
- 第11号議案 専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））
- 第12号議案 専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））

●広域連合一般に対する質問

氏 名	質 問 事 項
諸 泉 定 次	1 消防局の組織体制について 2 女性消防士の採用計画について 3 60歳以上の職員の活躍の場について 4 認知症に関しての構成市町と連携した取り組みは 5 訪問介護の報酬単価が下がったことによる現状と対応は 6 ケアマネジャーの現状とケアプランの質の向上について
山 下 明 子	1 訪問介護事業の介護報酬引き下げの影響と対応は（令和6年7月議会の続き） 2 介護保険料の負担軽減を 3 大規模災害に備えた広域連合の介護体制の確保のとりくみは

● 開 会

◇議長（重松徹議員）

おはようございます。ただいまから令和7年2月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

● 会期決定

◇議長（重松徹議員）

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から2月13日までの7日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月13日までの7日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸 報 告

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告（24ページ掲載）〕

● 議案上程

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により、第1号から第12号、以上の議案を一括して議題とします。

なお、これとは別に、専決処分の報告について第1号及び第2号報告として提出されていることを申し添えます。

● 提案理由説明

◇議長（重松徹議員）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、令和7年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

本年は、いよいよ「団塊の世代」すべてが後期高齢者となる2025年となります。

本広域連合の介護保険業務だけでなく、消防業務におきましても、最良の取組を実施していくよう努めてまいります。

本広域連合の役割は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことであり、そのためには目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことが必要だと考えております。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関係機関と連携し、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各業務における施策の方針につきまして申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、令和6年度から第9期介護保険事業計画の期間を迎えております。

制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で、生活することを可能とするための施策に努めてまいります。

そのためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、市町とともに地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに努めてまいります。

この仕組みづくりとして、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を行い、介護予防事業をはじめとした地域支援事業のさらなる推進を行ってまいります。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用の頻度が上がっていることなどにより、制度が始まってから年々給付費が増加を続けてきましたが、ここ数年その増加が鈍化しております。

一方で、「団塊ジュニアの世代」が65歳以上となる2040年に向けた対応が求められており、今後も高齢者のサービス利用実態を的確に捉え、適正な介護サービスの提供を図ってまいります。

そのためには、適正な認定調査等を行い、公

平・公正な要介護認定を推進いたします。

また、介護サービス事業者の指導・育成を行うとともに、ケアプランの点検等の給付適正化事業を実施することにより、適正なサービス提供の体制づくりを推進してまいります。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、住民の皆様それぞれの状況に応じた、適切な納付につながる公平・公正な賦課収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めてまいります。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防業務につきまして、申し述べさせていただきます。

昨年は、元旦に能登半島地震が発生し、多くの尊い人命と貴重な財産が失われたほか、8月には宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生するなど、大規模地震の発生が懸念されております。

また、能登半島では、復興途上の中、豪雨災害にも見舞われるなど、異常気象による豪雨災害は毎年、全国各地で発生しております。

このように、いつ、どこで発生してもおかしくない自然災害に加え、多様化する災害から住民の生命、身体、財産を守るためには、社会の変化に応じた人材育成や施設・装備の充実が必要となります。

今後も継続して、様々な災害を想定した訓練や各種研修会へ積極的に参加し、災害対応能力の強化に努めてまいります。

また、防災拠点となる消防庁舎や消防・救急車両などの施設整備を計画的に進めることで、消防体制の基盤強化を図ってまいります。

火災への対応につきましては、引き続き予防広報活動に重点を置き、火災予防対策に取り組んでまいります。

一般住宅に対しましては、住宅用火災警報器の設置率向上と、適切な維持管理について積極的・持続的な働きかけを行ってまいります。

また、事業所や不特定多数の方々を利用される施設などに対し、消防設備の適切な維持管理や防火管理についての指導を徹底してまいります。

救急への対応につきましては、超高齢社会を背

景として、救急需要は右肩上がりです。推定して、今後ますます増大することが予想されます。

このような状況下においても、救命率の低下を招くことがないように、救急現場への到着時間の延伸を防ぐための施策を進めてまいります。

住民に対しましては、救急車の適正利用を呼び掛けるとともに、AEDの取り扱いを含めた救命講習などにより、応急手当の普及啓発を行い、救命率と社会復帰率の向上を目指します。

併せて、救急救命士の養成や救急研修などを継続し、救急隊員のレベルアップに努めてまいります。

また、国が推進するマイナンバーカードを活用した救急業務について、来年度から実証事業に参加いたします。

救急活動の迅速化・円滑化を図る取り組みとして、構成市町と連携・協力して、地域住民への啓発に努めます。

更には、大規模災害等における消防機関相互の連携を目的として、佐賀県下5消防本部での消防通信指令センター共同運用化についての協議を進めてまいります。

以上、これらの重点施策により、消防の使命であります、住民の安全・安心を守ることを目的として、消防サービスの更なる向上に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、予算編成につきましては、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第1号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっており、その予算総額は、約16億6,292万円となっております。

令和6年度当初予算と比較しますと、約5.5パーセントの増となっております。

歳出予算につきましては、第9期の介護保険事業計画における方向性を実現するため、必要な体制を構築する経費を措置しております。

次に、第2号議案「介護保険特別会計予算」は、

予算総額約324億3,582万円となっており、令和6年度当初予算と比較しますと、約0.6パーセントの減となっております。

歳出予算につきましては、サービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定める第9期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

次に、第3号議案「消防特別会計予算」は、予算総額約55億3,997万円となっており、令和6年度当初予算と比較しますと、約5.3パーセントの増となっております。

歳出予算につきましては、消防力の強化や防災基盤の安定化に要する経費を措置しております。

次に、令和6年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第4号議案「一般会計補正予算(第3号)」は、補正額約3,132万円の減で、補正後の額は、約15億8,953万円となっております。

その主なものは、決算見込みに伴う措置となっております。

次に、第5号議案「介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、補正額約9億7,572万円の減で、補正後の額は、約329億707万円となっております。

その主なものは、決算見込みによる保険給付費及び地域支援事業費の減額を行っております。

次に、第6号議案「消防特別会計補正予算(第3号)」は、補正額2,209万円の増で、補正後の額は、約54億5,536万円となっております。

その主なものは、人事院勧告に伴う不足額の措置及び決算見込みによる職員手当等の減額を行っております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第7号議案「佐賀中部広域連合職員の分限に関する条例及び佐賀中部広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第8号議案「佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(重松徹議員)

これより議案に対する質疑を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

● 議案の委員会付託

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により、議案の委員会付託を行います。

第1号から第12号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表(24ページ掲載)〕

● 広域連合一般に対する質問

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

○諸泉定次議員

おはようございます。小城市の諸泉定次でございます。雪も降っております。早めにやりたいと思っております。

ただ、私、二、三日前からこの雪の中に花粉症を発症しまして、鼻づまり、目の縁がかゆいとか、それとか腰痛まで再発しまして、ちょっとあれなんですけど、何とか頑張って簡潔に行いたいと思います。

それでは、通告に従い総括質問を行います。

まず、消防行政について質問をいたします。

佐賀広域消防は平成15年、西暦でいいますと2003年4月に、それまでの佐賀市、多久市、小城地区、神埼郡の消防本部を統合しながら、佐賀中

部広域連合佐賀広域消防局として発足し、その10年後、平成25年に神埼地区消防事務組合消防本部と合併をしたわけです。その際、広域消防運営計画が立てられて、分署、出張所、職員定数などを決めたわけであります。

私も今でこそ介護・広域委員会にいますけれども、過去10年近く消防委員会に所属していました。その思いから消防に対する思い入れは強く、現下の体制での、気候変動での災害の多発での出動と対応、新たな化学薬品での火災、高層化するビル火災や事故等の対応、交通量の増加での救急出動など、時代の変化が目まぐるしく、消防の最大の役割は、火災や救急搬送、事故、災害等での人命救出が最大の使命であり、その意味では危険業務であり、住民、市民の命と財産を守る最後のとりでとなっております。

その意味で、現下の組織体制、職員体制でいいのか、どのような考えで時代に対応する消防体制を考えられているのか、まず質問をいたします。

あとは一問一答で具体的に質問します。

次に、女性消防士の採用計画について質問をいたします。

現在14名の女性消防士ですが、結論から言えば少ないと思います。消防庁は職員の5%を目指しています。

ちょっと古い資料で申し訳ないのですが、令和3年度の全国的な危険業務に従事する女性の割合は、全国平均で女性消防士は3.2%、警察官は10.6%、自衛官が7.8%、海上保安庁は8.1%と、断トツに女性消防士が少ないという状況であります。もちろん、広域消防局も職員募集の際には女性消防士を登場させたポスターやチラシを作成したりしていますが、こうした危険業務に従事する人は男性、女性にかかわらず使命感の強い人たちです。漠然と公務員だからと応募する人は極めて少ないし、そんな人は辞めていきます。なぜ少ないのか。応募をする人が少ないと採用も少ない。

女性消防士の活躍の場は広がってきています。こういう状況の中で、なぜ応募や採用が少ないのか、どのように考えられているのか、質問いたします。

次に、60歳以上の職員の活躍の場について質問いたします。

公務員法の改正で、65歳までの定年延長が段階的に進められています。

消防隊員は2交代の緊急出動で、肉体的、精神的にも苦勞されている。だが、消防には、ごく限られた日勤職場や3交代の消防指令室を除けば、若いときから慣れ親しんだ2交代勤務しか残っていません。これがどれだけきついのか。24時間勤務した明け、休み、そしてまた24時間勤務。若いうちは体力もあり、肉体的に苦痛を感じることはないかもしれませんが、60歳を過ぎて同じような勤務は大変です。

私は過去、緊急時の災害や事故等、一刻を争う事態に、経験豊富な隊員の方を各自治体の防災課等に採用したらどうかと質問したことがあります。気候変動で全国的に災害多発国家となった日本。自治体も災害時には経験豊富な消防隊員の存在は心強いと思います。構成市町の首長がいる前で大変言いにくかったのですが、佐賀市と小城市は消防OBを採用しています。構成市町の他の自治体にも呼びかけたらどうかと質問したことがあります。

60歳以上の隊員はこれからますます増えていきます。しかも、この方々は職員定数の中に入りません。そうすると、緊急出動で若い方と同様な任務を遂行しなければならない。60歳以上の隊員の活躍の場についてどのように考えられているのか、質問いたします。

続いて、介護について質問いたします。

認知症に関して、構成市町と連携した取組について質問をいたします。

昨年、介護・広域委員会で行政視察を行い、福井県敦賀市と石川県金沢市に視察をしましたが、敦賀市では認知症支援の取組のテーマで意見交換をしました。

特徴的だったのが、認知症サポーターが熊本県に次いで全国で2番目に多いということです。特に、小学生と中学生に毎年認知症サポート作文コンテストを行い、早くから認知症への理解を深めていること、また、認知症サポーター養成講座を

小・中学生、一般住民、地域団体、職域などを対象に、認知症に対する正しい知識と、認知症の方の家族の応援となる認知症サポーターの養成を行っていることです。また、全戸配付の認知症に関するハンドブックとあって、1枚のチラシを4こま漫画で分かりやすくされておりました。

構成市町では認知症に対する様々な取組がなされていますが、増え続ける認知症患者とそれを支える家族を応援する取組を向上させるために、広域連合として構成市町と連携した取組は何か考えられていないのか、質問いたします。

次に、訪問介護の報酬単価が下がったことによる現状について質問をいたします。

政府は訪問介護の収益が上昇したことで報酬単価を引き下げましたが、それは医療系の介護施設のことで、利用者は、あるときは病院で患者さんになり、症状が安定すると介護施設で利用者になる。つまり集合住宅中心の事業所は無駄がなく、利用者を確保できる。しかし、一軒一軒訪問して回る訪問介護、つまり在宅中心の事業所は、利用者ごとに訪問することから、コストなどがかかり、負担が非常に大きいと聞きます。

ホームヘルパーさんも成り手がなく、高齢化しております。諸物価高騰で大変なときに報酬単価引下げでは、いよいよホームヘルパーさんに成り手はなく、そうした小規模事業者は廃業せざるを得ません。

国会でも取り上げられていますが、国は社会保障費の引下げに躍起ですが、もっと実態に合った改正をすべきです。

そこで、広域連合ではどのような現状か、質問します。

次に、以前にも質問しましたが、ケアマネジャーの佐賀県における合格率が非常に低く、そのため人員も少ない。介護保険を利用する状況となれば、まず、ケアマネジャーさんに相談して、具体的なサービスを受けることとなります。その最初の窓口となるケアマネジャーさんが不足と言われているのですが、資格試験の現状はどうなっているのか、質問します。

あとは一問一答で質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

近年の多様化、激甚化、頻発化する自然災害に加え、超高齢社会を背景とした救急需要の増大や、DXの推進など、消防を取り巻く社会環境は大きく変化をしております。これらのことを踏まえ、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を全うするためには、消防力の充実強化を着実に図っていく必要があります。

具体的に申しますと、各種災害現場である消防・救急業務への迅速かつ的確な対応や、火災予防業務に関わる各種申請等のデジタル化、119通報を受けてから、出動車両の選別、指令に至るまでの全てをオートメーション化する高機能消防指令システムの適正運用などでございます。

さらには、大規模な自然災害等への対応を強化するために、都道府県の区域を越えて協力する緊急消防援助隊をはじめ、佐賀県常備消防相互応援協定等に基づく広域的な消防の応援や受入れ態勢を充実させることが求められます。

このような状況を踏まえ、本局では消防の広域化の際に、消防力、人事、財政面の課題を分析し、消防行政の効率化及び基盤強化等の検討を行い、広域消防運営計画を作成しております。この広域消防運営計画を基に、消防職員の採用計画、人材育成計画、特定事業主行動計画、車両運行管理要綱、公共施設等総合管理計画などの計画等をそれぞれ定めております。これらの計画等に基づき、職員車両及び消防庁舎の適正な配置を行い、必要に応じて見直しを行いながら、消防局の組織体制の強化に努めているところでございます。

続きまして、女性消防士の採用や任用についてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、ほかの公安職に比べ、女性消防士の比率が低いことについては承知しているところです。

総務省消防庁においては、女性職員の活躍推進による消防防災力の向上を目指して、平成27年度に、消防本部における女性職員のさらなる活躍に向けた検討会が立ち上げられました。その報告の中で女性活躍推進の考え方などが示され、具体的な取組として、令和8年度当初までに全消防職員

に占める女性消防士の比率を5%とする目標が示されたところです。

これを受けて本局では、平成29年度に特定事業主行動計画を策定し、女性消防士の比率目標を令和2年度までに3%、その後、見直しを行い、令和7年度までに5%とする数値目標を設定したところです。令和6年度現在で、本局における女性消防士は14名おり、比率は3.1%となっております。

配属先の内訳は、災害現場に対応する消防署に10名、消防局の総務課に1名、予防課に1名配属しています。そのほか、育児休業中が1名、佐賀県消防学校の教官として1名を派遣しております。このように、特に女性に限った配属ということではなく、男性と同様に配置をしているところです。

また、令和6年度、本局の採用試験の状況についてですが、最終合格者17名のうち、女性が2名となっております。これにより、令和7年度当初には女性消防士の比率が3.3%になる予定です。

計画に掲げた令和7年度までに5%とする目標を達成しなかったのは残念であります。今後、現状を踏まえ、特定事業主行動計画の見直しを行いながら、引き続き女性消防士を増やしていくよう努めてまいります。

続きまして、60歳以上の職員の状況についてお答えします。

まず、60歳以上の職員に関しましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことにより、定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月には65歳となります。

本局における令和6年度の60歳以上の職員数は27名で、このうち定年年齢の引上げの対象となる職員が3名、再任用制度による職員が24名となっております。今後、60歳以上の職員は、令和7年度には24名、令和8年度には29名程度になることとなることを見込んでおります。

60歳以上の職員の配置につきましては、令和6年度では、消防局などの毎日勤務に4名、交代勤務に23名を配属しております。交代勤務に配属した職員は、主に緊急車両の運転や、火災現場でポ

ンプの操作などを行っております。また、一部、災害に出動しない職員もおりますが、その職員は消防署において防災無線の操作や職員の非常呼出しなどの通信業務に従事しています。このほか、指令センターにおいて通信指令業務に従事している職員もおります。

いずれにしましても、体力の衰えや健康面に配慮しながら、けがや事故の防止に努めているところであります。

以上でございます。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

私のほうからは認知症に関しての構成市町と連携した取組についてお答えいたします。

認知症施策につきましては、構成市町が中心となって、認知症の方の見守り事業や啓発事業、認知症の方やその家族が参加する認知症カフェの開催など、それぞれの構成市町ごとに、地域の状況に合わせた取組を行っております。本広域連合としましても、構成市町の成功事例や課題などについて情報共有する場を定期的に開催しております。

また、認知症施策を推進するため、本広域連合管内における認知症高齢者の統計情報や、国、県などから出される情報の提供を行っております。

そのほか、認知症に関する知識を有する認知症地域支援推進員を全ての地域包括支援センターに配置することで、構成市町の担当者と密に連携できる体制を構築しております。

続きまして、訪問介護の報酬が下がったことによる現状についてお答えいたします。

今回の報酬改定において引下げとなった訪問介護事業所などの現状を把握するため、昨年12月にアンケート調査を実施しました。その結果、回答があったうち8割以上の事業所から、今回の報酬改定の影響で収入が減少し、経営が厳しくなったとの回答がありました。また、基本報酬が下がったことで、介護職員への給与アップが厳しいという意見もあり、引下げが人材の確保に影響している一面もうかがえました。

この報酬の引下げに加えて、最低賃金の上げやガソリン価格の上昇によって、以前よりも利益が出にくくなったことで、経営をさらに厳しくし

ているようであります。

次に、ケアマネジャーになるための試験について、近年の状況をお答えいたします。

ケアマネジャーになるためには、毎年、各都道府県で実施されます介護支援専門員実務研修受講試験に合格する必要があります。

その試験の佐賀県における最近の実施状況につきましては、令和4年度は受験者484人のうち合格者は69人で、合格率は14.3%でした。令和5年度は受験者431人のうち合格者は59人で、合格率は13.7%、そして、令和6年度は受験者451人のうち合格者は117人で、合格率は25.9%となっており、今年度の合格者は昨年度と比べ倍増しております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答を行います。

まず最初の総括質問で、消防局の組織体制について答弁を受けました。

神埼消防本部との統合の際に、構成市町の首長や消防委員会で承認をされた広域消防運営計画が策定されたわけですが、これに基づいて庁舎整備や消防車、救急車の配備などが決められたと思いますけれども、この広域消防運営計画に基づいた運用はどうされているのか、まず質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

市町村が消防の広域化を行おうとするときには、広域化した後の消防の円滑な運営を確保するために、広域消防運営計画を作成するよう消防組織法に定められております。

平成25年に佐賀中部広域連合と神埼地区消防事務組合が統合する際には、佐賀中部広域連合の広域消防運営計画を作成し、統合後の新たな基本計画と位置づけております。

消防署、分署、出張所をまとめて消防署所と言いますが、この消防署所の適正な配置や、そこで勤務する職員、車両配置等の基本方針を広域消防運営計画で定めております。広域化後は、この計画に基づき、円滑な組織運営に努めているところでございます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

次に、総括でもちよつと言いましたけれども、消防行政は絶えず時代の変化に的確に対応することが求められていると思います。

そこで、具体的にどのような方針で消防署、分署、出張所の適正配置を行ってきたのか、質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

佐賀中部広域連合広域消防運営計画では、消防署所配置の基本方針として、管内をそれぞれ署所から5キロメートル圏内で包含することとしております。この方針に基づきまして、平成27年度に吉野ヶ里出張所、令和2年に多久南西出張所を新設しております。

一方、令和3年には、施設の老朽化のほか、救急需要の増加への対応など、出動体制の強化が必要となったことから、中央出張所を廃止し、佐賀消防署に統合しております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、答弁にありました、佐賀消防署へ中央出張所を統合したわけですが、ずっと以前、私もこの広域連合の議会で中央出張所の統合について質問したときは、佐賀市の中心地にあり、統合は今のところ考えていないというのがその当時の答弁でした。しかしその後、統合されたわけですが、すけれども。

そこで、中央市出張所の統合による効果をどのように認識しているのか、質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

統合したことにより、佐賀消防署に中央出張所の機能を集約し、ポンプ車、はしご車、救急車を乗換えるようにしたことで、1つの消防隊が2役、3役を担うことが可能となり、様々な災害に柔軟に対応できるようになったと考えております。

それ以外には、庁舎の維持や将来的な建設等に要するコストの削減ができたこととございます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

メリットの部分が強調されたわけです。

そこで、昨年の消防委員会研究会で配付された西分署について質問いたしますけれども、老朽化が進んでおり、改築を考えられていますけれども、どのように考えられているのか。今議会でも消防委員会の研究会でも何か資料が配られるようではありますが、あの場所が老朽化と併せて、救急出動の増加の中で交通量が非常に多く、渋滞も多々発生しているという場所であります。

そこで、今回考えられている西分署の在り方について、答えられる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

○消防局総務課長（松本和晃）

西分署につきましては、建物の老朽化に加え、敷地の狭さや交通渋滞などの影響により、現地での建て替えが困難な状況にありますので、移転の検討を進めているところでございます。

また、救急需要が年々伸び続けており、一部の救急隊にあっては常に出動し続けている状態にありますので、その対策と併せて検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

次に、女性消防士の採用について一問一答を行います。

5%の目標達成に向けて、総括の中で答弁いただきましたけれども、どのように女性消防士を増やしていきたいのか、質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

女性消防士を増やしていくためには、まずはより多くの方に受験をしてもらう必要があります。

これまで女性の受験者数を増やすための具体的な取組として、令和5年度から全国約350か所に試験会場を設置するテストセンター方式で採用試験を行っております。これにより、令和4年度の女性受験者数は4名であったのが、令和5年度には15名、今年度は21名と増加をしております。全体の受験者も、令和4年度が103名、令和5年度が253名、今年度は201名となっております。

また、令和5年度に本局女性消防士と、女性職員が働きやすい魅力ある職場環境や、女性受験者

数を増やすための方策について、意見交換を行いました。

このほか、警察、自衛隊との合同職業説明会の開催や、一般の消防士募集とは別に、女性消防士募集のポスターを作成、さらに公務員専門学校へ本局職員が直接出向き、本局のPR動画を活用して採用の説明を行ってきたところです。加えて、現在、女性活躍推進をテーマとしたオリジナルパンフレットや動画を作成中です。

今後も各種イベント、ホームページ、SNSを積極的に活用して、女性の受験者数を増やしていきたいよう努めてまいります。

以上でございます。

○諸泉定次議員

分かりました。

そこで、次に一問一答を行いますけれども、60歳以上の隊員について、特に問題とされている夜間出動の際の消防車両等の運転についてです。

ただでさえ夜間は視野が狭くなり、大型化した消防車両などの運転は大変であります。

60歳以上の隊員の夜間運転はどうされているのか、質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

緊急車両の運転や消防車のポンプ操作を行う者を機関員といいます。この機関員は、本人の意向や、これまでの経験、運転技術、視力低下など健康面に問題がないかなどを消防署長が確認した上で、運転に支障がないと判断された者を機関員として指定しています。このことにより、60歳以上の職員が緊急車両を運転することについては支障がないと考えております。

参考までに、現在、60歳以上の職員で機関員として指定されている職員は5名となっております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

消防の最後の一問一答ですけれども、今後増え続ける60歳以上の隊員の処遇についてでありますけれども、各自治体の防災課等への派遣制度に関する国、県への要望はしないのか、質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

60歳以上の職員については、定年年齢の引上げに伴い、将来に向かって必然的に増加していきます。このことは、体力の衰えなどから災害現場や夜間の活動が難しい職員の増加につながる事が予測されることから、職員の豊富な知識や経験を生かすことができるような配置先を引き続き検討していきます。

議員が提案される構成市町防災担当部署への派遣については、ほかの自治体や消防本部の事例等を参考にしながら調査研究していきます。

また、構成市町への派遣について、制度上の問題等がある場合は、必要に応じて国、または県に相談するなどしていきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ努力をしていただきたいと思います。60歳以上の隊員の方の処遇については何回も質問しておりますけれども、これは全国的な問題だと思いますので、ぜひ努力していただきたいということを要望しておきます。

次に、介護の一問一答に移らせていただきます。

総括質問の答弁を受けましたけれども、まず最初に、認知症の啓発が必要になると思われますけれども、その点での構成市町と連携した取組について質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

認知症施策の啓発に関する取組につきましては、構成市町が認知症に関する啓発ツールとして、チラシや冊子などを作成し、活用しております。

一方で、構成市町からは、高齢者が集まる通いの場や幅広い世代が集まる様々なイベントなどでは、動画媒体の啓発ツールも有効ではないかとの意見が多くありました。

そこで、本年、介護広域委員会において視察されました敦賀市の認知症啓発用DVDを、構成市町においても啓発ツールとして活用できるよう整備したところです。

引き続き、動画媒体の啓発ツールの活用をはじめ、構成市町と連携して認知症施策に関する啓発を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ努力していただきたいと思います。

次に、訪問介護事業所の運営が大変厳しい状況というのを踏まえて、広域連合としてどのような対策を行っているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

訪問介護事業所への対策についてお答えいたします。

昨年12月に国におきまして、経営環境が厳しさを増している訪問介護事業所に対する支援策として、事業所が取り組む人材確保体制の構築や、経営改善に係る経費への補助事業を新設する方針が示されました。

人材確保体制の構築における対象経費につきましては、研修体制づくりの支援、採用活動の支援、経験年数が短いヘルパーへの同行支援などが例として挙げられています。

もう一つの経営改善における対象経費につきましては、経営改善の支援、常勤化の促進の支援、広報活動に関する支援などが例として挙げられております。

本広域連合といたしましては、補助事業の詳細の内容が分かり次第、県と連携を図りながら、連合域内の事業所に対して周知し、本事業の活用を呼びかけてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、訪問介護では人材確保体制の構築というふうにありましたけれども、本当に人材確保は厳しい現状であると認識をしております。介護の職場は報酬が少なく重労働、ホームヘルパーさんも高齢化している。

そこで、少子高齢化社会の中で外国人の雇用はどうなっているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

訪問介護事業所における外国人の雇用についてお答えいたします。

外国人介護人材の受入れにつきましては、EPA（経済連携協定）によるもの、在留資格介護によるもの、そして、技能実習によるもの、特定技能によるものの4つの制度がございます。

現状では、技能実習や特定技能の制度で働く外国人は訪問介護に従事できませんが、昨年6月の国の検討会において、事業者が一定の要件を満たせば従事できることとする方針が示されております。

今後は、国や県からの情報に注視しながら、事業所へ周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

最後の質問となります。

先ほどケアマネジャーの合格率、令和6年度は倍増したということでありますけれども、これは喜ばしいことですが、一方では質の向上も重要であります。

広域連合としてどのような支援を行っているのか、質問いたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

ケアマネジャーの質の向上を図るために、本広域連合が行っている支援についてお答えいたします。

まず、ケアマネジャーを対象に、ケアマネジメントなどに係る知識や技術の向上を目的として、介護支援専門員協議会との共同開催や、単独開催による研修を毎年実施しております。

また、本広域連合において、ケアプランの点検を実施し、ケアマネジャーと共に検証や確認をすることで、点検を通じたフィードバックによる質の向上に努めております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

以上で私の一般質問を終わります。

◇議長（重松徹議員）

ここでしばらく休憩します。会議は11時に再開します。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

◇議長（重松徹議員）

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。

通告に従って3つのテーマで質問いたします。

まず第1に、訪問介護事業の介護報酬引下げの影響と対応について、令和6年7月議会の続きということで、先ほどの諸泉議員の質問と一部重なるところもありますが、改めて伺います。

2024年度の報酬改定において、訪問介護サービスの基本報酬はマイナス改定となりました。厚労省は、介護報酬の改定を議論する国の審議会、2023年8月の社会保障審議会（介護給付費分科会）で、訪問介護事業所が増加しているという資料を示していました。それによると、全国で2017年4月に3万3,445か所だったのが、2022年4月には3万4,372か所と、僅かに増えているというものでした。しかし、厚労省の別の調査、介護サービス施設事業所調査では、同じ時期の比較で、全国47都道府県のうち、26都道府県で減少しているという結果が出ており、増えているのは一部の地域だったということが分かります。

全国都道府県からの提供資料を集計したある調査では、今回の報酬引下げ前の5年間、つまり2019年度から2023年度で、訪問介護事業所8,648か所が廃止されていたことが明らかになり、これは全国約3万5,000か所の4分の1に相当するものです。

特に、サービス提供の効率の低い中山間地域や農村地域など地方での廃止、また、社会福祉法人や非営利活動法人など中小零細規模の事業所の廃止が目立ち、都市部でも大手の企業の進出により、小規模事業所の廃業などもあり、2024年6月末時点での厚労省公開資料によれば、訪問介護事業所ゼロの自治体が97町村、あと残り1か所しかないという自治体が277市町村という結果が出ています。それは全自治体の5分の1で消滅、またはその危機にさらされているということになります。その中には、佐賀県内でも6町がゼロ、または1か所となっていて、この調査時点では吉野ヶ里町が1か所となっていました。ちなみに、現時点では2か所とのことでした。

先ほどの諸泉議員の質問とも重なる部分もありますが、昨年の7月議会でこの訪問介護の報酬単

値引下げの問題での影響を尋ねましたが、報酬改定から1年近く経過したことから、改めて管内事業所の現状をお示しください。

次に、介護保険料の負担軽減について伺います。

今年1月から、市民の暮らしの声が活かされる政治へということで独自に市民アンケートを行っているところなのですが、少しずつ回答が寄せられている中で、暮らしの中で政治に力を入れてほしいことという、様々な分野での複数回答方式のところを見ますと、国民健康保険税や介護保険料の負担を軽くしてほしいとの回答が多く寄せられています。

介護保険料の基準月額、所得段階を5段階から13段階に増やしたり、据え置いたりした経緯はあるものの、制度当初の3,068円に比べ、第9期では5,960円と、2倍近くに上昇しています。また、低所得段階への配慮という形で多段階化されていく中で、中堅所得層にとっては基準保険料の1.5倍から2倍など、やはり負担感が寄せられています。

介護保険料の負担軽減の取組は今何か考えられないのか、さらに見解を求めたいと思います。

最後に、大規模災害に備えた広域連合の介護体制の確保の取組について伺います。

昨年11月6日から8日にかけて、介護広域委員会で敦賀市と金沢市を視察しました。このうち金沢市では、能登地方地震の影響を聞くということで、介護保険という角度から被災地の実態を聞くことができました。金沢市自体も被災自治体でありながら、より深刻な能登地方の自治体の介護保険に関する業務を代行されたということの御苦労、また、事業所との関係、国の制度上の問題など、多くの課題と向き合ってこられたことが分かりました。

例えば、避難してこられた方の要介護状態、認定を受けておられるのかどうか、サービスの利用状況、利用料の負担割合、限度額の状況などを、避難元の自治体を通じてその方のケアマネジャーに情報照会をするという、気の遠くなるような事務作業が必要となります。介護認定を受けておられなければ、その時点からのスタートとなります。

また、保険料や利用料の減免に関しても、金沢市の場合は、市長が必要と認める場合という条項を活用して柔軟な対応をされたそうですが、金沢市に避難された方と、より被害の深刻な自治体の方との逆転現象が起きていたことなども語られました。

国は柔軟な対応をと通達するものの、具体的な判断は自治体任せであり、介護保険のような全国一律の制度において要件の判断が市町によって違ってくると、矛盾を感じる部分もあったということも語られていました。

また、介護認定審査会では、合議制で行えず、事務局と合議体の委員それぞれ書類のやり取りになっていたそうですが、こうした場合にオンラインでの合議が行えないのかという課題が語られ、当連合でも検討が必要だと感じたところでした。

地震は突然起きるもの、どこで起きるか分からないという立場で、今回伺った経験や教訓を地元でも平時から考えておかななくてはと、つくづく思い知らされました。

本広域連合管内においても、いつ大災害に被災するかは分からないので、日頃から備えが必要と考えています。災害対応は構成市町が中心となるものが多いと思いますし、また、災害対応といえれば、先ほどの坂井連合長の所信表明でも述べられたような消防分野が中心となって語られていますが、本広域連合圏域において、大地震など大規模災害が起きた場合に、介護保険体制を維持するために保険者としてどう対応されるのかを伺い、総括質問といたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

私からは訪問介護の報酬が下がったことによる現状についてお答えいたします。

諸議員の御質問でも申し上げましたが、介護事業所などへ実施したアンケート調査において、回答があつたうち、8割以上の事業所が報酬改定の影響により経営が厳しくなったとの回答がありました。

また、介護職員への給与アップが厳しいという意見もあり、人材の確保にも影響している一面も伺いました。

この報酬の引下げに加えて、ガソリン価格の上昇などが経営をさらに厳しくしているようであります。

以上でございます。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

初めに、介護保険料の現状と負担軽減の取組についてお答えいたします。

介護保険料につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、平成12年度の制度当初、第1期事業計画では、介護保険料基準額の月額が3,068円でしたが、令和6年度からの第9期では5,960円と、2倍ほど大きくなっております。これは制度当初よりも高齢化率が高くなり、介護保険サービスの利用者も増加しているため、給付費等が増大したことによるものです。

介護保険料が上昇する中で、減免については制度当初から見直しを行っておりませんでしたので、令和6年度に減額率の拡大等、減免基準について改正を行っております。このように、生活困窮者等の減免の内容を拡充し、介護保険料の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

続きまして、災害時に備えた介護保険者の対応としましては、大きく3つの取組を行っております。

まず、1つ目としましては、保険者の固有業務である要介護認定や給付の業務を止めないための取組です。本広域連合事務局は、職員の参集や業務の優先順位などを定めた業務継続計画、BCPを策定し、災害に備えております。

次に、2つ目としましては、介護事業所が災害時に避難等の命を守る行動を適切に行うための取組です。そのために、介護事業者に対する指導において、緊急時の対応が定められているかや、避難訓練を実施しているかなどの確認をするとともに、助言等を行っているところです。

3つ目としましては、介護事業所において、災害時においても介護サービスが適切に継続されるための取組です。介護事業所につきましては、令和6年4月から業務継続計画、BCPを策定することが義務づけられましたので、運営指導に際し

ては、この計画が定められているのかなどの確認を行っております。

そのほか、国、県からは災害時の事業運営に関する基準の緩和や人材、物資の支援などの対策がなされるため、これらの情報を介護事業所に周知するなどの対応も行っております。

以上でございます。

○山下明子議員

それでは、一問一答に移ってまいります。

先ほど事業所へのアンケートを昨年行ったということでしたけれども、調査の対象や回答状況はどうなっているか、お示ください。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

アンケート調査について、対象の事業者や回答状況についてお答えいたします。

今回の調査の対象は、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、そして、夜間対応型訪問介護事業所の3つとなります。事業所数としましては、現在休止中の6事業所を除いた82事業所に対して、昨年12月に実施しました。

回答方法については、事務の簡素化を図るためグーグルフォームを用いており、回答率は4割程度、37.8%となっております。

なお、多くの事業所から回答をいただきたいことから、未回答の事業所に対して、再度、アンケートの回答を依頼しているところです。

以上でございます。

○山下明子議員

回答が4割程度ということではありますので、今、再依頼をかけているということでしたので、また変わってくる部分もあるかと思いますが、これまでのアンケート調査でどういう意見が出されたのか、どういう状況が把握されているのか、伺います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

今回のアンケート調査では、主なものとして、介護報酬の引下げによる運営への影響、国から示された人材確保体制の構築や、経営改善に係る経費への補助事業のメニューに対するニーズ、安定的な運営を図るために、行政へ望む支援などについて把握しております。

以上でございます。

○山下明子議員

ここは先ほどの諸泉議員への回答にも出ていた部分ではありましたが、そうして出されたニーズに対して、連合としてはどう対応される方針なんでしょうか。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

国が示した補助事業に係る本広域連合の対応についてお答えいたします。

諸泉議員の御質問でも申し上げましたが、補助事業につきましては、詳細の内容が分かり次第、県と連携を図りながら、連合域内の事業所に対して周知し、本事業の活用を呼びかけてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○山下明子議員

先ほどの一問一答の答弁の中で、アンケートの実施対象に関して、休止中の6事業所を除く82事業所という答弁でしたけれども、休止となっている6事業所というのは、いつからどういう理由で休止となっていたのでしょうか。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

休止中の理由などについてお答えいたします。

休止中の事業所につきましては、6事業所とも訪問介護事業所となります。

休止する理由としては、従事職員の不足を挙げられております。

休止期間につきましては、令和2年8月からが1件、令和3年3月からが1件、残りの4事業所は、今年度に入ってから休止されております。

以上でございます。

○山下明子議員

従事する職員の不足ということが全てで挙がっていて、6事業所全てが訪問介護事業所だったということで、まさに今問題になっている部分にかかるのではないかなというふうに感じるところです。

スタッフ不足で、利用者に対するサービス提供ができないということは、事業が継続できないという、懸念していたことがこの広域連合の管内でも起きているというわけで、それはやっぱり見逃

せないことだというふうに思います。

世田谷区においては、2022年に行った区としての介護保険実態調査の中で、やはり人材確保の取組の困難さを訴える声というのが8割に上っていたと。これは多分、本広域でも同じようなことになるんだと思いますし、今回特に年末のアンケートを取られたということは本当によかったなと思っております。世田谷区の場合は、こうした声を踏まえて、事業継続を支えるために、独自で高齢者・障害者施設等への緊急安定経営事業者支援給付金というのを2024年の9月補正で独自の支援制度として実施されていると伺っています。

国においてもいろいろ補助事業のメニューがありますよという話ではありますが、自治体独自の取組ということも動きが生まれているということ考えたときに、当広域連合においても独自の取組が考えられないのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

支援制度の独自での取組についてお答えいたします。

今回実施したアンケートを集約した後、事業所の現状やニーズなどを分析するとともに、ほかの保険者の動向も確認しながら、保険者独自での効果的な支援について研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

やらないとはおっしゃらなかったところを、私はちょっと望みにつないでいきたいと思います。研究するというのはやらないことだという、よくお役所言葉の翻訳で言われますが、そうではなく、やはりアンケートで出された声というのは真摯に受け止めていただいて、国のメニューが適合するところはいいけれども、それが活用できないようなケースがないのかどうかというところまでしっかり分析していただいて、取りこぼしのないように、しっかり継続できるようにという立場でぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、次の介護保険料の負担軽減に関して

一問一答で伺います。

これまでの流れとして、それなりの負担軽減策、低所得者対策もやってきました、所得段階も増やしてきましたということで、国の方針にも従いつつということではあったんですけども、今回配られた予算関係資料6番のところ、42ページのところで賦課収納状況が示されています。この中に、差押えの件数が上昇しているのではないかなというふうに感じる部分がございます。44件というふうに書かれているんですが、これはちなみに過去5年間の差押えに関する件数と金額の推移についてお示ししたいかと思います。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

過去5年間の差押件数と、これにより収納した金額についてお答えします。

令和元年度は2件で、合計金額は43万5,428円。令和2年度は6件で、合計金額は118万701円。令和3年度は17件で、合計金額は192万9,272円。令和4年度は19件で、合計金額は168万4,512円。令和5年度は40件で、合計金額は273万2,081円となっております。

以上でございます。

○山下明子議員

令和元年度が2件、2年度が6件、3年度が17件といったような状態だったのが、令和5年度で40件、令和6年度の時点で44件と、やはりかなり増えているなというふうに感じるわけですが、この差押えとなった被保険者の方たちの所得段階はどのような状況だったのでしょうか。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

差押えとなった被保険者の所得段階等の状況について、令和5年度の実績でお答えいたします。

所得段階が基準額未満である第1段階から第4段階の方が19件で、合計金額は115万1円です。所得段階が基準額以上である第5段階から第11段階の方が21件で、合計金額が158万2,080円となっております。

介護保険制度は被保険者で支え合う制度となっておりますので、所得段階が低い方でも預貯金残高が大きい場合は、公平性を担保するため差押えを行っております。

以上でございます。

○山下明子議員

所得段階が低い方でも預貯金残高が大きいということに関して、どの程度まで考えるのかなというのが本当に微妙なといいますか、繊細な部分だというふうに思います。

というのは、本当にお金がないので、所得が低いので、例えば、老後の心配、最期の心配をして、爪に火をともしような生活をしながら、お葬式の費用をためとかなとか、そういうことをされている方もあるわけですね。ですから、本当にそこをどう考えておられるのかなという部分も気になる場所なんです。

保険料を納めたくても納めるのが大変というケースもあろうかと思えますし、実情に即した対応をすべきだということはこれまでも求めてまいりました。

改めて、実際に差押えに至る流れがどうなっているのか、答弁を求めます。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

差押えの流れについてお答えいたします。

まず、納期限から20日以内に納付が確認できない場合は、督促状を送付しております。それでも自主納付がされない場合は、訪問や催告書の送付等を行っております。このように、納付を促したにもかかわらず、半年以上介護保険料に未納がある場合は、預貯金や給与調査を行うとともに、納付交渉も継続して行っております。

この納付交渉に応じられない方や接触できない方については、これまでの納付状況や聞き取り等から差押えの可否を協議しております。協議の結果、差押えが必要と判断した場合は、差押予告書を送付し、自主納付や納付相談できる期間を設け、それでも納付されない場合は差押えを行っているところです。

以上でございます。

○山下明子議員

段階を踏んでいますということではありますが、やはり全体から見てこの保険料、介護保険料が高いということの大本には、負担割合の在り方というのがあるのではないかと。介護保険料と公費の

負担割合の問題、それから、国庫負担をもっと増やしていけないのかという問題意識も私は持っております。

例えば、今、負担割合にしても人口の関係で、現役時代の人たちと第2号被保険者と、それから第1号被保険者との割合がだんだん、第1号被保険者がどんどん増えていく、つまり、高齢者が負担しなくてはいけない部分がどんどん増えていくのではないかというイメージを持っています。現時点で65歳以上の負担率が23%というふうになっておりますよね。

一方で、国の調整交付金というものもありますが、全体のパイの中での調整交付金になっていきますので、これを外出しにして、国の調整交付金分は外にして交付できないのかということも、以前から問題提起をしてきたことがあります。

国を相手にすることなので、ここがどうするとは言えないかもしれませんが、広域連合から国に対してそういう国庫負担の割合を引き上げてほしいといったようなことを、単に介護保険は支え合う制度だからというだけでなく、国に対して物を言うということは必要ではないかと思いますが、その点はどのような対応をなさっているのでしょうか。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

国の負担率を引き上げるよう要望を行っているかということについてですが、本連合が加盟する全国介護保険広域化推進会議を通して、国庫負担割合のさらなる引上げ等、新たな財政措置を行うこととして要望をしているところでございます。

以上でございます。

○山下明子議員

それは毎年行っているということでしょうか。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

ここ数年は毎年行っております。

○山下明子議員

毎年行っているということで事業所経営の補助だとかいろんなメニューも出てきているのかもしれませんが、介護保険料に関しては本当により強く頑張りたいというふうに思います。

構成市町の議会のほうからも意見書を出してい

くようなことだとか考えていったほうがいいのかという気もしながら答弁を伺いました。ありがとうございます。

それでは最後に、大規模災害への対応に関して一問一答で伺います。

大規模災害発生時の対応に関しては当然構成市町との連携が必要になると思いますが、そこはどのように考えておられるでしょうか。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

各構成市町においては、それぞれ地域防災計画を定め、様々な災害対応をされています。

本広域連合事務局や介護保険事業所等の各市町の災害対応への関わりとしましては、要支援・要介護認定者の情報提供や、介護保険施設の福祉避難所指定などがあります。

このように、災害発生時には広域連合、介護事業所、広域市町の連携が必要になりますので、平時から役割や協力関係を共通理解しておくことが重要と考えております。

構成市町では課長会議などを定期的に行っておりますので、このような会議等を利用した意見交換を検討してまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

今ある課長会議など、定期的に行っている場を生かしながら連携を強めていく、話し合いをしたいという答弁だったと受け止めました。

介護事業所には、災害時に事業を継続して遂行できるようにということで事業継続計画、BCPの策定が義務づけられたわけですが、その策定状況は把握されているのでしょうか。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

介護事業所については、令和6年4月から業務継続計画、BCPを策定することが義務づけられました。策定されていない場合は介護報酬の減算対象となり、その場合には届出が必要となります。現在のところ減算の届出がなされた事業所がありませんので、各事業所で作成されているものと考えております。

また、事業所が策定した業務継続計画、BCPにつきましましては、運営指導の際に、計画に沿った

必要な措置を講じられているか、従業者に対する研修及び訓練を定期的実施しているかなどの基準の遵守状況を確認し、必要に応じた指導や支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○山下明子議員

小規模な事業所においては、BCPの策定というのは言われているけど、どういうふうにしたらいいだろうねというふうに考えあぐねている声を聞いたこともちょっと前あるわけなので、減算の対象になるということになれば、当然それを本当にちゃんと答えているかどうかということにもなってくると思うんですが、計画できたとして、それが実際に運用をちゃんとできるのかどうかということに関しては、訓練をやってみないと分からんよねということはあると思いますね。

実動訓練だとか机上訓練だとかいろんなことをそこその事業所でされているのかもしれないし、横の連携が取れているかどうかということも本当に把握しておかないと、うちの事業所は動けなくなったから、そのときにどういうふうにSOSを出していったらいいのかだとか、そういうことも含めて考えたら、個別の状況というのは広域連合としても把握しておく必要が本当にあるんだというふうに思います。

ですから、大規模災害における行政からの支援に関して、行政や——行政というのは構成市町、あるいは県と、保険者である広域連合と、それから事業者の代表の方たちが一緒になって話し合う場というのが必要なんではないかというふうに思います。

さっき担当課長会議の場でいろいろ情報共有していきますという話がありましたが、それは構成市町の課長会議だというふうに理解するんですが、それだけでなく、事業者も含めて認識を一致していくというふうなことが必要と思うんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。これまでそういうことを考えた場があったのかどうか、ちょっと全体のことなので事務局長に伺いたいと思います。

○事務局長（宮崎直樹）

関係者が集まる話合いの場ということで御質問です。

関係者の話合いについては、1つ御紹介をいたしますと、佐賀県の高齢者保健福祉推進委員会というものがあります。この委員会は、先ほど議員が言われたような医療、保健福祉、行政も含んだ、そういった関係者で組織されております。もちろん、本広域連合も事務局長が委員となっております。ですから、現在は私がその委員となっております。

令和5年度は、県の高齢者の計画、いわゆるゴールドプランの策定年度でしたので、5回の会議が行われております。この会議の中でも災害への備えについても協議されておまして、先ほど現場の職員の応援とか議員が言われましたけど、高齢者施設間での職員同士の応援とか、そういった施策がゴールドプランに掲げられております。

本広域連合においても、医療、保健福祉等の関係者で組織する介護保険運営協議会において、介護保険に関する様々な課題を協議しております。

議員言われるように、災害対策について関係者で話し合うことは非常に重要なことと考えておりますので、こういった関係者との協議により、今後、十分な災害対策ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

話合いの場もあり、プランの中にもそういう分野というのは入っているということでありました。

この前、金沢の視察を委員会でしたときに、災害の対応というのは、ついつい消防の関係のほうばかり考えてしまうのが、介護保険という切り口で見たときに、大変深い、複雑な対応が求められるということが見えてきましたので、私たち議員としてもそこを改めて認識したところではあったのですが、ヒアリングの中でもあんまりそこに焦点を当ててというところではなかったかもしれないという話がちらっと出ておりましたけれども、能登地震から1年余り、そして、阪神・淡路大震災から30年ということで、これからいつ、どこで、何が起きるか分からないということを考え

たときに、介護保険という切り口で、ぜひそうした話合いと認識の共有、それから、実地に生かされるような対応、取組の工夫などをぜひしていただきたいということを求めまして、質問を終わります。よろしく願いいたします。

◇議長（重松徹議員）

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は2月13日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時38分 散 会

〔当日配付資料〕

報告第1号	
諸 報 告	
○例月出納検査の報告について	
令和6年7月30日から令和7年2月6日まで、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。	
その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。	
記	
8月6日	例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和5年度5月分） （一般会計・特別会計等の令和6年度5月分）
8月21日	例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和5年度6月分） （一般会計・特別会計等の令和6年度6月分）
10月3日	例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和6年度7月分）
10月29日	例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和6年度8月分）
11月29日	例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和6年度9月分）
12月19日	例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和6年度10月分）
1月23日	例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和6年度11月分）

第2号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
第4号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第3号）
第5号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
第7号議案	佐賀中部広域連合職員の分限に関する条例及び佐賀中部広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
第8号議案	佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第9号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
第10号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号））
第11号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））

○消防委員会

議案番号	件 名
第3号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
第6号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
第12号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

議案番号	件 名
第1号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計予算

令和 7 年 2 月 13 日

令和7年2月13日(木)

午前10時00分～午前10時07分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島慶子	○	-	-	11. 江原新子	○	-	-
2. 古賀公彦	○			12. 富永明美	○		
3. 香月チエミ	○			13. 山田誠一郎	○		
4. 諸泉定次	○			14. 川副龍之介	○		
5. 大野秋人	○			15. 重松徹	○		
6. 白石昌利	○			16. 堤正之	○		
7. 古川輝英	○			17. 福井章司	○		
8. 筒井佐千生	○			18. 川原田裕明	○		
9. 中島妙子	○			19. 黒田利人	○		
10. 稲葉嵩広	○			20. 山下明子	○		

【凡例】会議時間:①10:00～10:07 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井英隆	副広域連合長	江里口秀次
副広域連合長	實松尊徳	副広域連合長	伊東健吾
副広域連合長	池田一善	広域連合理事	荒瀬弘之
事務局長	宮崎直樹	消防局長	村上正
総務課長兼業務課長	副島淳一	消防副局長兼警防課長	實松孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀愛康	消防局総務課長	松本和晃
予防課長	久米勝義	情報指令課長	嶋勝寿
佐賀消防署長	川副国博		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見秀人	議会事務局参事	副島淳一
議会事務局副局長	西村侯二	議会事務局書記	宮崎弘充
議会事務局書記	中島優	議会事務局書記	倉谷裕

本 日 の 案 件

- 以下の議案に対する委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決
 - 第1号議案 令和7年度佐賀中部広域連合一般会計予算
 - 第2号議案 令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
 - 第3号議案 令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
 - 第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第3号）
 - 第5号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 第6号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
 - 第7号議案 佐賀中部広域連合職員の分限に関する条例及び佐賀中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 - 第8号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第9号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更について
 - 第10号議案 専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号））
 - 第11号議案 専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））
 - 第12号議案 専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））
- 以下の議案の追加上程、提案理由説明・質疑・討論の省略、採決
 - 第13号議案 佐賀中部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 会議録署名議員の指名（香月チエミ議員、富永明美議員）
- 閉会

● 開 議

◇議長(重松徹議員)

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

● 委員長報告

◇議長(重松徹議員)

日程により、第1号から第12号、以上の議案を一括して議題とします。

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されていますので、委員長の口頭での報告を求めます。〔委員会審査報告書(29ページ掲載)〕

○諸泉定次介護・広域委員長

それでは、介護・広域委員会の委員長報告をさせていただきます。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

当たり前のことですが、委員会で出された意見のみ要約して報告いたします。

第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第3号)について、委員より、財務会計システム更新委託料が約1,000万円減額ということだが、どういった内容なのかという質問があり、執行部より、4者から参考見積りを取り、予算額は約2,100万円としていたが、公募型プロポーザルで業者を選定した結果、その提案額が約1,100万円であったとの答弁がありました。

次に、第1号議案 令和7年度佐賀中部広域連合一般会計予算について、委員より、認定調査事務事業について、本来、保険者が直接調査していた新規申請を業者に委託することになるが、スキルの問題はどう考えているのか、また、委託業者と広域連合の密な連携が必要ではないかという質問があり、執行部より、指定市町村受託法人は県に指定された専門業者であり、様々な都市で調査を行っていることから、スキルやノウハウを持っている。密に連携し、質の高い調査を行い、適切な要介護認定につながるよう考えているとの答弁がありました。

また、委員より、高齢者に関する調査業務の在宅介護実態調査は、調査件数が約1,000件とのこ

とだが、件数を減らす必要はないのかという質問があり、執行部より、国の手引において確保することが望ましいとしているサンプル数を確保できるように、約1,000件の調査件数としているとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決の結果、第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号から第9号議案については全会一致でそれぞれ原案を可決すべきものと、第10号及び第11号議案については全会一致でそれぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

● 委員長報告の省略

◇議長(重松徹議員)

ここでお諮りします。

消防委員会につきましては、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定しました。

● 報告に対する質疑

◇議長(重松徹議員)

これより先ほどの介護・広域委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

● 討 論

◇議長(重松徹議員)

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

● 採 決

◇議長(重松徹議員)

これより第1号から第9号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第1号から第9号議案は可決されました。

次に、第10号から第12号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第10号から第12号議案は承認されました。

● 追加議案上程

◇議長(重松徹議員)

お諮りします。お手元のとおり議会運営委員会から第13号議案 佐賀中部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第13号議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

● 提案理由説明・質疑・討論の省略

◇議長(重松徹議員)

お諮りします。本案は提案理由説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は提案理由説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

● 採 決

◇議長(重松徹議員)

これより第13号議案を採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第13号議案は可決しました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長(重松徹議員)

この際、お諮りします。今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 会議録署名議員指名

◇議長(重松徹議員)

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において香月議員、富永議員、この2名を指名します。

● 閉 会

◇議長(重松徹議員)

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和7年2月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時7分 閉 会

〔当日配付資料〕

令和7年2月13日

佐賀中部広域連合議会

議長 重松 徹 様

介護・広域委員会

委員長 諸泉 定次

介護・広域委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第1号議案	令和7年度佐賀中部広域連合一般会計予算	可決
第2号議案	令和7年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	可決
第4号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第3号）	可決
第5号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決
第7号議案	佐賀中部広域連合職員の分限に関する条例及び佐賀中部広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	可決
第8号議案	佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第9号議案	佐賀県市町総合事務組合格約の変更について	可決
第10号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号））	承認
第11号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））	承認

令和7年2月13日

佐賀中部広域連合議会

議長 重松 徹 様

消防委員会

委員長 山田 誠一郎

消防委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、

下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第3号議案	令和7年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	可決
第6号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）	可決
第12号議案	専決処分について（令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））	承認

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 重 松 徹

佐賀中部広域連合議会議員 香 月 チエミ

佐賀中部広域連合議会議員 富 永 明 美

会 議 録 作 成 者
佐賀中部広域連合議会事務局長 出 見 秀 人